

土浦市立土浦第四中学校「いじめ防止基本方針」

令和4年3月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

〔「いじめ防止対策推進法」より〕

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、「どの学校・どの学級でも起こりうるもの」「被害者・加害者だけの問題ではなくいじめを助長する観衆も含めたすべての児童生徒に関わる問題である」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導部会

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年の生徒指導部員から構成され、毎週1回部会を開き情報交換や協議を行う。また、必要に応じて、いじめ対策のための委員会（いじめ対策委員会）を設置し、学級担任やスクールカウンセラーが委員会に入るなど、状況によって参加するメンバーは臨機応変に変更する。

(2) 臨時職員集会での情報交換および共通理解

必要に応じ、臨時職員集会を開き、生徒指導主事より情報交換、共通理解、今後の対応を簡潔に伝達する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 未然防止の考え方 ※いじめを許さない土台づくり

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

(2) 基本的な施策

①学級経営及び授業を通じた実践

ア 道徳教育（道徳心を養う授業）の充実

- ・道徳的判断力、人間性の高揚につながる資料作成、資料や指導案等の共有
- ・「話し合う授業」の実践による意識の高揚

イ 「分かる授業づくり」や「すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくり」

- ・自由に発言し合う授業形態の習慣化
- ・教え合い、支援し合える人間関係づくり

ウ 学級活動の充実

- ・SST（ソーシャルスキルトレーニング）やSGE（構成的グループエンカウンター）等を効果的に用い、適切な行動ができるようにし、良好な人間関係作りができる手立てを行う。

- ・スクールロイヤーや外部講師等を招いた、いじめ防止のための授業の実施。
- ・SOSの出し方に関する教育を全学級で実施。

②教職員の資質の向上

- ア いじめ対策研修を実施し、研修を推進する。
- イ 学級経営についての研修を行い、周囲の生徒がいじめを見逃さず、教師に報告する温かいクラスづくりを全学級で目指す。
- ウ 情報モラル教育の理解を深め、教職員の資質向上を図る。
- エ 生徒の居場所づくり・人間関係調整力の育成を意識した学年・学級づくりを目指す。
- オ 小学校との情報交換を密に行い、人間関係の把握に努める。
- カ SOSの受け止め方に関する研修を実施する。
- キ SCによる校内研修の実施。

③学校行事を通じた意識の啓発

- ア 社会体験 → 7年校外学習、8年校外学習、9年修学旅行
- イ 体育祭 → 縦割り団対抗戦による異学年交流
- ウ 交流体験の実施 → 異学年交流 → 学区内小中の連携
☆生徒会の企画 → ○いじめ撲滅リボン運動○あいさつ運動

④各種教育講演会の開催

- ア 非行防止教室 → 警察官等の地域関係者を講師として招く
- イ 情報モラル教室 → 専門家を講師とし、実施する。
- ウ 人権教育講演会 → 生命尊重、心の教育を主題とし、専門家を招く

⑤生徒会の取組 → すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定する。（自己有用感を育てる）

- ア 四中P R I D Eの推進(年間)
- イ 目安箱の活用(年間)
- ウ 新入生に対してのオリエンテーション(4月)
- エ 部活動紹介(4月)
- オ いじめZEROスローガンの作成・掲示(5月)
- カ 総合体育大会、各種コンクールの壮行会(6月)
- キ 校内クリーン作戦(各学期の終わり)
- ク 新人体育大会、各種コンクールの壮行会(9月)
- ケ 小中合同の「いじめ撲滅リボン運動」・「ポスターの作成」など(11月)
- コ 小中合同の「あいさつ運動」(11～12月)
- サ 9年生を送る会(3月)

⑥保護者や地域への働きかけ

- ア HP、学校通信、生徒指導通信、学年学級通信の定期的な発行
→いじめ防止対策や発生時の対応についての啓発
- イ 担任による個人面談や家庭訪問などで、児童生徒の生活の様子を共有する。
- ウ 「いじめサポートセンター」「いじめ相談ダイヤル」「いのちの電話」等の相談窓口が有ることを周知徹底する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 早期発見の基本的な考え方

- 生徒の人権感覚を高める。
 - 児童生徒のささいな変化に気づくこと
 - 気づいた情報を確実に共有すること
 - (情報に基づき) 速やかに対応すること
- この4点が重要である



5W1H (いつ, どこで, 誰が, 誰と, 何を, どのように) を付箋紙などに簡単にメモして, 職員がいつでも情報を共有できるようにしていく。

生徒指導主事が, 目撃情報等を毎日集約し, 校長及び教頭に報告。管理職の指示により, 必要に応じて関係者を招集し, その後の対応を考える体制をつくる。

(2) ささいな変化に気づくための具体策

① 学級経営の充実

- ・出席をとるときに一人一人の表情を見て声を聞く。
- ・学級日誌の記述から観察する。
- ・家庭学習ノート (個人ノート, 生活ノートなど) の活用。
- ・養護教諭との情報交換。
- ・保護者との連携。
- ・退勤前, 出勤後の教室点検。

② 教育相談活動の充実

- ・スクールカウンセラー, 心の教室相談員による面談
- ・担任との個別相談の実施 (随時)

③ アンケートからの情報収集

- ・生徒対象による生活アンケート (記名式・毎月) の実施
- ・Q-Uテストの実施 (1・2学期)
- ・生徒および保護者対象による学校評価アンケート (保護者は無記名)
→ 6月と11月の年2回実施

④ 生徒指導部や学校生活支援員などによる校舎巡回

- ・必要に応じて, 生徒指導部等で生徒の登校前に校舎内 (全教室およびトイレや廊下など) や校舎外を巡視し, いじめにつながるようないたづらをいち早く発見し対応する。
- ・休み時間など, 校舎の見回り (特にトイレ) や教員同士の引継ぎを徹底し, 教師の目の届かない場所をできる限り無くすようにしていく。

⑤ 「つちまる相談室」の活用

- ・オンライン相談窓口「つちまる相談室」の利用について全校生徒へ周知。
- ・毎朝, 生徒指導主事がオンライン相談窓口の確認をし, 記載内容を管理職, 担任, 学年職員へ連絡する。

5 いじめに対する早期対応

(1) 早期対応のための基本的な考え方

いじめの疑いがあるような行為が発見されたら、いじめ対策のための「組織」（例えば、いじめ対策委員会等）が、いじめとして対応すべきか否かを判断すること。

いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒と傍観者への指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持って対応すること。

(2) 具体的な対応

- ① いじめに関する情報を入手した職員 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長の連絡系統にて速やかに報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、状況に応じて判断し、「いじめ対策委員会」（生徒指導部会と併用）を開き、対応を協議する。
- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒への定期的な面談及び指導とその保護者へ必ず連絡を入れ、再発防止の協力や助言等を継続的に生徒指導主事、学年主任、担任が行う。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときには、保護者と担任が連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等、柔軟に対応していく。
- ⑤ 必要に応じて、いじめを見ていた生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせるよう臨時の学級会や学年集会等を開き、生徒指導主事、学年主任、学級担任から「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶する」という意識を高め、いじめを注意したり、大人に相談したりする態度を養う。
- ⑥ 事実に係る情報を関係保護者と共有するために「生徒指導カルテ」（支援シート）を作成して記録を必ずとるなどの必要な措置を講ずる。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。

6 ネット上のいじめ問題への対応について

(1) ネット上のいじめの特徴と内容

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ 保護者や教師など身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している SNS などを詳細に確認することが困難であるため、ネット上のいじめの実態を把握することが難しい。
- ④ インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度

流出した個人情報回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。

《 内 容 》

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）・ブログ・プロフ等への誹謗・中傷の書き込み
- ・ SNS・ブログ・プロフ等へ個人情報を無断で掲載
- ・ 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。
- ・ 生徒の写真等の画像を加工し、拡散させる。
- ・ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上で誹謗・中傷を行う。

(2) ネット上のいじめへの対策・指導について

- ① 携帯電話・スマートフォン等やインターネット利用の危険性について、啓発・指導資料等を活用して指導する。
- ② 携帯電話の使い方教室を、茨城県メディア教育指導員や茨城県警察、携帯電話会社社員などの外部講師に依頼して実施し、児童生徒が正しく携帯電話を使えるように指導する。
- ③ 保護者と連携を図りながら、児童生徒の携帯電話やインターネットの使用実態を把握し、使用に対する約束等を設けるよう保護者に依頼する。
- ④ 気になる様子が見られた場合は、人権擁護局のいじめ対策サイトに相談したり、茨城県警察、専門機関と連携したりするなどして、ネット上でのいじめの状況を把握して指導にあたる。
- ⑤ 上記の場合、保護者と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協力して事態の解決を図る。
- ⑥ 問題となった事案については、他の児童生徒が同じような過ちを起こすことがないように、プライバシーに十分配慮しながらも必要性があれば全体に指導する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童生徒等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

〔「いじめ防止対策推進法」より〕

(2) 重大事態への対処

【学校を調査主体とした場合】

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒および保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえて必要な措置をとる。

【市教育委員会が調査主体となる場合】

- 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。